

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (駐車自転車等の種類)</p> <p>第3条 駐車場に駐車できる自転車等(以下「自転車等」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車。<u>ただし、3輪以上で箱型のものを除く。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p><u>(4) その他市長が認めるもの</u></p> <p>第3条の2～第4条の2 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前2条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づく使用者 別表第2に定める使用料</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第6条～第14条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条から第4条まで、第9条から第11条まで、第13条、前条及び別表第2の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第3条第4号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第3条の2中「使用時間及び休業日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て使用時間及び休業日を変更し」と、第9条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐</u></p>	<p>第1条～第2条 省略 (駐車自転車等の種類)</p> <p>第3条 駐車場に駐車できる自転車等(以下「自転車等」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第一種原動機付自転車</u></p> <p><u>(5) その他市長が認めるもの</u></p> <p>第3条の2～第4条の2 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前2条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づく使用者(<u>横山駅前駐車場、フラワータウン駅前駐車場及び南ウッディタウン駅前駐車場を除く。)</u> 別表第2に定める使用料</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>第6条～第14条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条から第4条まで、第9条から第11条まで、第13条、前条及び別表第2の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第3条第5号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第3条の2中「使用時間及び休業日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て使用時間及び休業日を変更し」と、第9条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐</u></p>

車場の全部」と、第13条の見出し中「市の」とあるのは「市及び指定管理者の」と、同条各号列記以外の部分中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第2備考第4項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

第15条 省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、別表第1に規定する有料駐車場のうち、横山駅前駐車場、フラワータウン駅前駐車場及び南ウッディタウン駅前駐車場において第4条第1項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者が納付すべき使用料は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、これを適用しない。

別表第1(第2条関係)

有料駐車場

名称	位置	摘要
省略		

別表第2(第5条関係)

使用料

自転車等の種類	自転車等の 駐車場	定期使用の使用料		一時使用 の使用料
		1月	3月	
省略				

備考

1～3 省略

4 第3条第4号に規定する市長が認めるものの駐車に係る使用料については、市長が別に定める。

車場の全部」と、第13条の見出し中「市の」とあるのは「市及び指定管理者の」と、同条各号列記以外の部分中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第2備考第4項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

第15条 省略

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	摘要
省略		

別表第2(第5条関係)

使用料

自転車等の種類	自転車等の 駐車場	定期使用の使用料		一時使用 の使用料
		1月	3月	
省略				

備考

1～3 省略

4 第3条第5号に規定する市長が認めるものの駐車に係る使用料については、市長が別に定める。

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条の2 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前2条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第1条～第4条の2 省略 (使用料)</p> <p>第5条 前2条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。</p>

(1) 第4条第1項の規定に基づく使用者(横山駅前駐車場、フラワータウン駅前駐車場及び南ウッディタウン駅前駐車場を除く。) 別表第2に定める使用料

(2) 省略

2～3 省略

第6条～第15条 省略

別表第1(第2条関係) 省略

別表第2(第5条関係)

使用料

自転車等の種類	自転車等の 駐車場	定期使用の使用料		一時使用 の使用料
		1月	3月	
省略				
自動二輪車(三田駅前駐車場、 新三田駅前駐車場及び相野駅 前駐車場に限る。)	屋外	4,500円	12,400円	300円

備考 省略

(1) 第4条第1項の規定に基づく使用者(三田駅前駐車場及び新三田駅前駐車場に限る。) 別表第2に定める使用料

(2) 省略

2～3 省略

第6条～第15条 省略

別表第1(第2条関係) 省略

別表第2(第5条関係)

使用料

自転車等の種類	自転車等の 駐車場	定期使用の使用料		一時使用 の使用料
		1月	3月	
省略				
自動二輪車(三田駅前駐車場及 び新三田駅前駐車場に限る。)	屋外	4,500円	12,400円	300円

備考 省略